

2017 年度第 4 回 NGO-JICA 協議会議事次第

<資料 0-1>

1.日時: 2018 年 3 月 15 日 (木) 14:30 – 17:30 (予定)

2.場所: JICA 本部 会議室 228/229 会議室、国内拠点、在外事務所 (JICA-Net 会議接続)

3.議題等:

司会: JICA 国内事業部市民参加推進課 諸永

議題	時間	主な発表者 (敬称略)
I. 開会挨拶 5 分	14:30-14:35	
(1) 開会挨拶 (5 分)		関西 NGO 協議会 坂西 外務省民連室 佐藤室長
II. 協議事項 65 分	14:35-15:40	
<協議事項> 地方創生/地域活性化に向けた連携について(年間テーマ 2-1, 2-2) 1) ネットワーク NGO と JICA の連携・活用に向けたアクション プラン案の共有および意見交換 ● NGO によるネットワーク NGO に対する期待と役割について ● 多様なアクター連携を通じた国際協力の裾野拡大について ● NGO の組織強化に関する協働について (広報、ファンド レイジング、人材育成、市民啓発など) 2) BOND 会議出張報告 質疑応答・意見交換	20 分 10 分 35 分	コーディネーター 北海道国際交流センター池田 関西NGO協議会 坂西、高橋 国際協力NGOセンター 若林
休憩20分	15:40-15:55	
III. 報告事項 80 分	15:55-17:15	
1. 草の根技術協力事業の案件の質向上と裾野拡大に向けて 1) 「草の根技術協力事業の案件の質向上」(年間テーマ 1-1) NGO-JICA 共同ワークショップ開催報告 2) 「草の根技術協力事業の裾野拡大」(年間テーマ 1-2) 2. 草の根技術の手続きの一部見直しについて 3. ODA 本体業務における NGO-JICA の連携強化・促進について 4. 持続可能な開発目標 (SDGs) ゴール 16 を含む NGO 政策環境 (市民社会スペース:Civic Space) に関する市民社会の取り組み 5. JICA ボランティアと NGO との連携推進 (2018 年度の年間テーマ設定に向けて) 6. NGO と JICA の安全管理の取り組みについて	25 分 5 分 3 分 15 分 15 分 15 分	プラン・インターナショナルジ ヤパン 馬野 JICA 国内事業部 大井 JICA 国内事業部 石井 シャンティ国際ボランティア会 山本 国際協力 NGO センター 若林 JICA 青年海外協力隊事務局 実川 JaNISS 折居/JICA 安全管理 部 久保
IV. まとめ 10 分	17:15-17:25	
今年度の運営と来年度の年間テーマの設定について	10 分	JICA 川角
V. 閉会挨拶 5 分	17:25-17:30	
(1) 閉会挨拶	5 分	JICA 理事 加藤

※会議終了後、JICA 食堂にて会費制懇親会を予定しています。

配布資料

- <資料 0-1> 議事次第
- <資料 0-2> 出席者リスト
- <資料 0-3> 2017 年度年間テーマ振り返りシート
- <資料 1-1> ネットワーク NGO のアクションプラン
- <資料 1-2> JICA とネットワーク NGO 連携案
- <資料 1-3> Bond Conference2018_Report
- <資料 2-1> 草の根技術協力事業の裾野拡大
- <資料 2-2> 別添 草の根協力支援型事業提案書様式
- <資料 2-3> 保証措置免除に係る団体への説明資料
- <資料 3-1> 2017 年度 ODA 本体業務における NJ 連携強化促進について
- <資料 4-1> NGO の政策環境と市民社会スペース報告
- <資料 5-1> JOCV 事務局 NGO 協議会資料
- <資料 5-2> 別添 1 JICA ボランティア NGO (1)
- <資料 5-3> 別添 2 JICA ボランティア NGO (2)
- <資料 5-4> 現地・国際 N G O に派遣されている JICA ボランティア
- <資料 6-1> NGO-JICA 協議会報告資料_JaNISS0312
- <資料 6-2> ①研修日程（渡航者向け・管理者向け）
- <資料 6-3> ②研修日程（実技訓練）

2017 年度 NGO-JICA 協議会 年間テーマ振り返りシート

年間テーマ	対応枠組み/主担当	実績	(2017 年度末までに)目指していた状態/成果に対する達成状況	来年度取扱
草の根技術協力事業の案件の質の向上と裾野拡大に向けて	NGO 側： ①案件の質の向上（ピアレビュー）：SCJ 藤野 ②裾野拡大：PIJ 馬野、（JVC 長谷部） JICA：国内事業部市民参加推進課	<p>– SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」を達成するために NGO-JICA 連携においても一層の連携強化を促進すべく草の根技術協力事業の案件の質の向上と裾野拡大について協議した。</p> <p>1. 案件の質の向上（ピアレビュー）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「10 年の振り返りのための分科会報告書」の提言を踏まえ、10 月に NGO によるワークショップ（ピアレビュー）を実施し、NGO が考える「質の高い事業」に関する課題を整理した。 ・上記のワークショップの結果をもとに、2 月に NGO と JICA で共同ワークショップを実施し、JICA 評価項目とピアレビューの 5 つの視点 + 新しい視点に基づき、NGO と JICA 双方の視点の共有とさらなる案件の質の向上を図るためにどうすべきかを協議した。 <p>2. 裾野拡大に向けて：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参画・小規模 NGO の事例や各国における NGO 活動環境の留意点や草の根技術協力事業申請に伴う NGO の抱える課題等について調査を実施するため、アンケート調査を行った。 ・NGO、JICA 間でアンケート結果を共有し、理解促進を図った。 ・ネットワーク NGO の活用を通じた草の根技術協力事業に対する裾野拡大を目指せるか、協議中。 ・国内外の NGO の政策環境について状況の報告を行った。（第 4 回協議会） 	<p>1) 草の根技術協力事業の案件の質の向上のための工夫などが共有される。 ⇒ ワークショップ等を通じて事例の成果、課題の共有ができた。更なる案件の質の向上を図るために、JICA の草の根評価 4 項目についての NGO・JICA の共通認識を醸成するとともに、ワークショップ等を通じて検討した新たな視点と JICA の草の根評価 4 項目との関係性を整理し、案件の審査と評価の視点についても検証・検討する。</p> <p>2) 新規参画団体・小規模団体による草の根技術協力事業のさらなる活用促進（裾野拡大）を目指し、NGO、JICA 間で方策の検討がなされる。（2017 年度 & beyond） ⇒ 裾野拡大の方策を検討した。今後はネットワーク NGO のアクションプラン案の実施を通じて更なる裾野拡大を目指す。</p> <p>3) NGO の活動環境や役割・目的が変化しているケースを共有し、この変化を踏まえ、NGO、JICA 双方が、草の根技術協力事業の案件形成・実施において、留意すべき事項を認識する。（2017 年度 & beyond） ⇒ 日本及び現地（途上国）NGO が活動しやすい環境づくりのために、NGO と JICA がどのように協力できるか検討する。</p>	有
地方創生/地域活性化に向けた連携について	NGO 側： ①多様なアクターの連携推進：HIF 池田 ②ネットワーク NGO : 地域 NWNGO JICA：国内事業部市民参加推進課	<p>国際協力の経験を国内に活用し、地域活性化に貢献することを視野に入れた事業形成・実施を目指し、NGO やその他アクター経験を共有した</p> <p>1. NGO と多様なアクターの連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回では、多様な連携の在り方を学ぶため、JICA 北海道にて実施し、RCE 道央圏、滝川市から地元の多様なアクター連携を通じた国際協力と地域活性化の事例について発表があった。2 部では、滝川市を訪問し、地元の多様なアクターと共に意見交換を行い、連携過程での課題やその解決方法など、連携促進のヒントを得る機会となった。 ・ネットワーク NGO のアクションプラン案を作成し、第 4 回で協議を行った。 <p>2. ネットワーク NGO の活用促進を通じた地域における NGO、JICA の協働体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 月にアンケートを実施し、NGO 団体から見たネットワーク NGO への期待・可能性等を調査するとともに、ネットワーク NGO として取り組むべき課題を分析した結果を踏まえ、第 2 回協議会の翌日に「ネットワーク NGO との意見交換会」を実施し、ネットワーク NGO を核とした地域での NGO、JICA の協働体制を検討した。 ・ネットワーク NGO のアクションプラン案を作成し、第 4 回で協議を行った。 	<p>1) 多様な連携の在り方を学ぶため、各アクターの強みを理解し、連携過程での課題やその解決方法が整理され、今後の連携促進の提案がなされる。</p> <p>2) ネットワーク NGO の活用促進のためのアクションプランが提案される。 ⇒ 上記 1) 及び 2) について、ネットワーク NGO のアクションプラン案を作成した。第 4 回協議会の結果を踏まえて最終化し、2018 年度第 1 回協議会で報告する。</p>	終了

作成：北海道国際交流センター、関西 NGO 協議会、名古屋 NGO センター、JANIC

年間テーマ：ネットワーク NGO ～ネットワーク NGO と JICA が協働で取り組むアクションプラン（案）～

■背景

SDGs が共通の目標として掲げられている現在において、国内課題と国際課題の垣根が低くなっている。また、日本社会では国内問題への関心が高まり、社会問題に取り組む市民セクターは NGO・NPO だけではなく、ソーシャルビジネスをはじめとする新たなアクターが躍進している。他方で、日本では「国際協力離れ」が深刻な問題として浮き彫りになっている。

このような社会的な背景を踏まえ、国際協力分野のネットワーク NGO の役割を見直し、ネットワーク NGO を活用した NGO と JICA の連携を検討するため、2017 年 9 月～10 月に「ネットワーク NGO の役割と NGO・ODA 連携に関するアンケート」を実施した。アンケートには、日本全国の 74 団体の NGO が回答した。本アンケートの結果、国際協力を担う担い手の不足、資金獲得の悩み、市民が自由に活動できる空間である「市民社会スペース」の狭まりなどが課題としてあがってきた。

■今後、ネットワーク NGO が果たすべき役割

アンケート結果にあがった課題を解決するためには、ネットワーク NGO が、NGO と多様なアクターのパートナーシップを築くための要となることが有効であると考える。

具体的なパートナーシップ先としては、これまで国際協力活動を中心的に担ってきた政府機関や国連だけではなく、企業、労働組合、自治体、大学など、今や国際協力の主要な担い手となっている他セクターとの連携推進が必須となっている。また 国内問題に取り組む NPO、ソーシャルビジネス型 NGO、新規設立 NGO などの幅広い市民社会組織との連携を促進していくことが求められる。さらに、ネットワーク NGO 同士の連携推進と役割分担もこれまで以上に必要となってくる。

ネットワーク NGO が上記の役割を果たすことにより、第一に国際協力への市民の理解が促進され、日本の地方創生／地域活性化や、JICA 草の根技術協力事業等の国際協力の裾野拡大につながると考える。第二に②、NGO が SDGs 達成のために必要な役割を果たし、日本社会の国際協力への関心を高めることにもつながると考える。

■ネットワーク NGO が今後力を入れて取り組むべき活動（案）

アンケート結果から見えてくる個々の NGO のニーズを踏まえ、今後ネットワーク NGO が特に力を入れていくべき分野について、下記の通り整理をしたい。

(1) 多様なアクターとの連携強化

- ・企業・自治体に続いて NGO からニーズが高いセクターである、大学との連携促進
- ・他分野の NGO との協働では、特に多文化共生・国際交流 NPO との連携の促進
- ・ソーシャルセクター、新規設立 NGOなどの幅広い市民社会組織との連携

(2) NGO の組織強化・人材育成

- ・若手のリーダー・新たに NGO 設立を希望する人材のインキュベーション
- ・NGO 同士が自主的に共通のテーマで学びあう場づくり
- ・NGO のアカウンタビリティ向上のための自己診断ツールの推進や研修実施
- ・NGO の活動の質の向上のための国際基準等の普及

(3) 市民への啓発、開発教育、ファンドレイジング、広報

- ・各地域において、NGO 同士、他セクターと協働して新たなアクターを巻き込み、1 つの NGO ではできない広報活動の展開
- ・新たな寄付市場としての遺贈寄付の推進

(4) 政策提言活動と NGO が活動しやすい環境づくり

- ・SDGs ゴール 16 に焦点をあて、国内外の NGO の政策環境を向上させるための調査・提言活動の実施
- ・国内の地域ネットワーク NGO 同士、及び海外のネットワーク NGO との連携推進と役割分担

■ JICA とネットワーク NGO 協働に向けたご提案

上記ネットワーク NGO が力を入れるべき活動を踏まえ、ネットワーク NGO と JICA が協働で取り組むアクションプラン(案)としては、以下4点に重点を置き、提案をしたい。詳しくは別紙資料参照。

<重点項目>

- (1) 多様なアクターとの連携促進
- (2) 国際協力の担い手の育成と裾野拡大
- (3) 市民への働きかけとファンドレイジング
- (4) NGO が活動しやすい政策環境づくり

<期間>

2018 年度～各項目で取り組みやすい活動から、順次開始する。

検討に時間を要する活動については、2 年以内に開始のめどを立てることを目標とする。

なお、アクションプランについては、半年～1 年に 1 回、ネットワーク NGO と JICA で見直しを行い、進捗状況は NGOJICA 協議会等で報告する。

■企画素案

1-1 SDGs プラットフォーム(仮称)

※1 企画素案

SDGs プラットフォーム(仮称) 企画案

事業実施団体名(NGO)	各地域のネットワーク NGO		
リードする団体・名	NGO 側	●●	JICA 側
ターゲットグループ	マルチステークホルダー(政府機関、企業、自治体、ソーシャルセクター、NGO・NPO、大学・学生など)		

プロジェクト概要

日本の各地域においてマルチステークホルダーミーティングを開催する。

具体的には、ネットワーク NGO が連携の要となり、各地域で企業、自治体、地域国際化協会、NGO・NPO、大学、学生を巻き込んで SDGs プラットフォーム(仮称)を実施し、地域課題の掘り起しやマルチステークホルダー連携による課題解決を促進する。

本プラットフォームの実施は、地域の自信・誇りの取り戻しから地域活性化へ繋がるとともに、国際社会の一員としての実感を得ることで持続可能な好循環を生み出す社会構築の基盤となる。

上位目標

- ・地域社会に SDGs を普及する。
- ・国際協力に取り組むアクターの創出と裾野拡大を行う。

波及効果

- ・マルチステークホルダー連携により課題解決が促進する。
- ・地域のネットワーク NGO の会員が増加する。
- ・JICA 草の根技術協力事業への申請団体が増える等、国際協力活動の担い手の裾野拡大となる。

運営方法

- ・各地域の実情にあわせて、①既存のプラットフォームを活用・発展させた取り組み、または、②新規にプラットフォームの設立について、検討する。
- ・各地域の事情にあわせて①ネットワーク NGO の主催事業として位置付ける、または②ネットワーク NGO と JICA 等多様なアクターによる共催事業として位置付けるかについて、検討する。
- ・各地域で開催した SDGs プラットフォーム(仮称)を相互に学び合い、報告しあう場を設ける。

活動内容(案)

- ・最新情報や優良事例を学び合い、新たな連携推進の企画を生み出すための会議・意見交換会の開催
- ・ブース出展・パネル展示
- ・NGO と他セクターのマッチング
- ・市民社会への SDGs 普及啓発の促進
- ・新たな国際協力の担い手の育成 等

備考:BOND 会議等、海外のネットワーク NGO の事例も参考して企画の立案をする。

3-2 ネットワーク NGO と JICA の協働ファンドレイズの提案

マルチステークホルダー型協働ファンドレイズによる地域基金の設立と運営

事業実施団体名(NGO)	各地域のネットワーク NGO		
リードする団体・名	NGO 側	●●	JICA 側
ターゲットグループ	各地域の企業・組合・個人・各地域の SDGs プラットフォーム ※JICA 国際センター・ネットワーク NGO 所在地		

プロジェクトの背景

NGO が活動するうえで、市民の「国際協力」分野の関心の低下、担う扱い手の不足、資金獲得の悩み、「市民社会スペース」の狭まりといった課題が指摘されている(2017.9 N-J 協議会アンケート)。現状を改善すべく、各地域のネットワーク NGO が地域の多様なアクターとの連携促進を加速させ、様々なセクターや市民に広く国際協力や SDGs へ関心と理解を促進する啓発活動、若い世代の育成や資金面も含めた NGO 支援を行うことは、SDGs 達成の上でも重要である。しかしながら、特に地域の中小規模の NGO は、活動資金の獲得やファンドレイズに課題があり、日本国内に広く国際協力の理解と SDGs の定着を図るためにも、活動資金を自ら創出する努力が求められている。

プロジェクトの提案

ネットワーク NGO と JICA が、各地域の企業、組合、個人など、多様なセクターを対象に、SDGs 達成(あるいは NGO の人材育成・組織基盤強化、またはその両方)を目的とするとする活動のファンドレイズを協働で実施、基金を設立、各地域のネットワーク NGO を通じて、地域の中小 NGO に活用*を促す。

また、制度については、ネットワーク NGO と JICA 以外にも、地域の NGO、企業、組合、コンサルタント、士業関係者など個人を含む地域のマルチステークホルダーで設計する。設立後の運営にも参画し、基金設立によって国際協力・SDGs 推進に関わるアクターの連携・協働を促進する。また、助成プログラムの企画・実施、寄付の仲介など、想定される基金の実務面に関しては、中小規模の NGO と繋がりがあり、地域の国際協力事情に通じている各ネットワーク NGO が担うことが望ましい。

*活用

- ①NGO の人材育成、組織基盤強化の助成
- ②SDGs を推進する活動の助成

期待する成果

- ・ファンドレイズを通じ、国際協力に関心を持つ層、潜在的支援者層のさらなる掘り起こしにつなげ、「基金」への寄付が支援の具体的なアクションとしてすることで、国際協力の参加の機会を広く創出する。
- ・ネットワーク NGO と JICA が中心となり、様々なアクターとともに、基金の制度設計から関わることで、地域における国際協力や SDGs の理解を促進させ、同時に NGO の社会的認知度を高める。
- ・ネットワーク NGO が本事業にかかわることで、地域のスタートアップ期の NGO、中小規模の NGO の活動支援につなげ、将来的には、草の根案件申請の増加を図り、国際協力の発展に寄与する。

期待する波及効果

- ・資金拠出者とプロジェクト実施者の顔の見える関係づくりを通じ、地域の国際協力や SDGs を推進する地域の様々なアクター、セクターとのパートナーシップが構築される。
- ・地域における寄付文化を醸成し、国際協力の支援者拡大を図ることで、新たな NGO の創出・次世代の育成へつなげ、将来のネットワーク NGO の支援者の増加が期待できる。
- ・SDGs の理念・視点を取り入れることで、先進性・地域性のある柔軟な基金の活用を通じて、地域における SDGs の定着化が期待できる。
- ・基金設立と活用を通じ、SDGs を普及啓発から活動の段階に引き上げることで、SDGs の達成を目指すことが可能となる。

留意事項

- ・既存する JICA 基金との関係性
既存の枠組みの発展 (JICA 基金から地域で運営・実施する基金へ)か、新たな基金の創設を目指すのか
NGO & JICA 協働寄付キャンペーン(国際協力 60 周年)実績と評価
- ・既存する地域ファンドとの関係性
関西地域の例;
しみん基金 KOBE、ひょうごコミュニティ財団、京都地域創造基金、わかやま地元力応援基金など
- ・分配型か地域独立型とするのか
首都圏に本社所在の大企業やグローバル企業からの拠出を想定した場合、地域のネットワーク NGO の必要・規模に応じて分配する方式などの配慮
- ・事業の継続性
ネットワーク NGO にとって、維持・運営の継続的・安定的な資金供給がなされる仕組みが必要

懸念事項

参画する各ネットワーク NGO や JICA の備えも万全の体制であれば機能するし双方にとって益もあるが、現実として、そこに至るまでに「かなり長い道のり」があり、その間の「実現可能」なプランにならなければ、入り口の時点での地域のネットワーク NGO の体力を奪い去ることにもなりかねない。

■今後のスケジュール

- ・2017 年度第 4 回 NGO-JICA 協議会: アクションプラン案の協議
- ・2018 年度第 1 回 NGO-JICA 協議会: アクションプランの確定

以上

JICAとネットワークNGO協働 アクションプラン（案）

2018/3/14

テーマ		要因	対応策	JICAとネットワークNGO協働に向けたご提案		実施団体
1	多様なセクターとの連携、他分野のNPOとの協働 マルチステークホルダーでの連携促進			多様なアクターとの連携促進	優先度	
1-1	他セクター(大学、企業、自治体など)、他分野のNPOとのマッチング、出会いの場作り(多文化共生、国際交流など)	SDGs時代において他セクターや他分野のNGOなど、多様なアクターと協働することがより一層求められる。NGOだけでは活動の広がりや専門知識などに限界がある。	マルチセクターセクター(産学官)連携による、国際協力の学びの場づくりを行い、各地域での多様なアクターの連携の優良事例の共有と発掘をする。	ネットワークNGOとJICA国内拠点によるSDGsプラットフォーム(仮称)のマルチステークホルダーでの共同運営 ※企画素案別紙で作成	★★★	北海道国際交流センター、名古屋NGOセンター、関西NGO協議会、横浜NGOネットワーク、JANIC、●●
2	NGOの組織強化・人材育成			国際協力の担い手の育成と裾野拡大		
2-1	NGOの人材育成	優秀な人材確保、育成のための時間が確保できず、人材不足の悩みを抱えている。	NGOが自主的に共通のテーマで学びあう場づくりを行う。	JICA本部 各部署×NGOの各分野別担当者或いは、各地域のNGOとJICA国内拠点の担当者間で定期的な交流勉強会+懇親会を開催する。	★★	北海道国際交流センター、名古屋NGOセンター、横浜NGOネットワーク、JANIC、埼玉NGOネット、●●
2-2			各ネットワークNGOの強みを活かしたテーマ別の人材育成と組織強化、及びアカウンタビリティ向上の取り組みを継続する。	JICAが実施するNGO等向け研修を一部ネットワークNGOに委託いただき、草の根技術支援事業をはじめとした国際協力事業への裾野拡大と質の向上やNGOの人材育成へ支援協力	★★	北海道国際交流センター、名古屋NGOセンター、関西NGO協議会、横浜NGOネットワーク、JANIC、埼玉NGOネット、●●
2-3	新たな担い手・新しく国際協力活動を行う団体の育成	次世代を担う人材・組織の育成ができない。	若手のリーダー、新たにNGO設立を希望する人材のインキュベーションを行う。			
3	市民への啓発、開発教育、ファンディング、広報			市民への働きかけとファンディング		
3-1	開発教育の推進	SDGsや国際協力がまだ日本社会に浸透していない。	NGOが行う開発教育及び、他のアクターと連携した取り組みを推進する。	開発教育分科会のアクションプランのフォローアップを継続する。	★★	北海道国際交流センター、名古屋NGOセンター、関西NGO協議会、JANIC、埼玉NGOネット、●●
3-2	各NGOの資金獲得の悩みと、ネットワークNGOへのファンディングへの期待	NGOの支援者獲得が難しい。	NGOの支援者層の新規開拓ができるような施策を実施する。(例:地域における多様なアクターの巻き込み、遺贈寄付の推進など)	地域のマルチアクター連携の活性化を主眼において、「基金」の共同検討をする ※企画素案別紙で作成	★★★	北海道国際交流センター、名古屋NGOセンター、関西NGO協議会、横浜NGOネットワーク、JANIC、●●
4	政策提言活動とNGOが活動しやすい環境づくり			NGOが活動しやすい政策環境づくり		
4-1	NGOと政府機関の対話の場の設定	NGOが多様なアクターと連携し、国際協力や社会貢献が活発に行われる社会づくりをする役割を果たしていく必要がある。	NGOと外務省、JICA等政府機関との対話の機会の維持・推進を継続する。	ネットワークNGOとJICAの定期的な意見交換の機会づくり → NGO-JICA協議会の地域開催にあわせて、ネットワークNGOとJICAの意見交換会を年に1回程度、開催する。	★★★	北海道国際交流センター、名古屋NGOセンター、JANIC、●●
4-2	NGOの政策環境の向上	国内外で市民社会スペースが狭まる傾向にある。	SDGsゴール16の推進と、NGOが活動しやすい政策環境づくりのための調査・提言活動を行う。	国内外で活動するNGOの政策環境を把握し、日本及び現地(途上国)NGOが活動しやすい環境づくりのために、NGOとJICAがどのように協力できるか検討する。 → JANICの実施するNGO研究会調査の報告(第4回協議会を予定)を踏まえて	★★★	名古屋NGOセンター、関西NGO協議会、横浜NGOネットワーク、JANIC、●●



Bond Annual Conference & Awards2018

2018年3月15日 NGO-JICA定期協議会
認定NPO法人 国際協力NGOセンター(JANIC)

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

Bond Conference 2018 概要

コンセプト	ヨーロッパ最大の国際開発会議。開発セクターをターゲットに、重要なイシューやトレンドの議論、新しいことへの学び、活動を助けるためのネットワーキングづくりなど、他にはない機会を創出。
日時	2018/2/26(月)9:30-16:30, Reception & Awards 16:30-19:00 2/27(火)9:15-17:00
場所	Queen Elizabeth II Centre (Westminsterの近く)
参加者数	NGO、政府機関、民間企業、財団、宗教関係者1,000名以上 (スピーカー、出展者含む)
参加費	£412(約65,000円)／非会員・2日間参加・早割り ※会員 £225 企業 £595(2016年度正規料金)
スポンサー	18組織(Main 4, Other sponsors and partners 14)
出展	40組織(スポンサー含む)
主催	Bond(British Overseas NGOs for Development) 1993年設立のイギリスのネットワークNGO。450団体以上が加盟。50以上のテーマ別ワーキンググループや能力強化研修を提供。イギリス政府やEU政府、財団に対してODA政策、NGO活動の資金提供方針についての提言を行う。

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

Bond Conference 2018 テーマ

テーマ	Connect:つながり、Fund:資金、Impact:インパクト Influence:影響、Lead:リーダーシップ、effective:効果、Operation:オペレーション →上記テーマをもとにトレンド的な内容と普遍的な内容で構成 ※詳細は、p5の個別セッションを参照
スピーカー	120名(政府関係者、NGO、活動家・起業家、メディア・ジャーナリストなど)
構成	・全体及び7つのテーマ別分科会計34のセッション ・ランチ、セッション間、レセプションでのネットワーキング ・展示会(NGOを対象にしたビジネス、教育機関、政府機関など) ・顕著な功績をあげたNGOなどを表彰するアワード 8部門で各大賞を決定:Just Glory Innovation, Collaboration, Corporate partnership, Fundraising, Advocacy campaign, Governance, Volunteer, Humanitarian

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

3

Bond Conference 2018 動画



<https://youtu.be/RESUk7NRJAA>

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

4

Bond Conference 2018 主な個別セッション

1. 國際開発における新しいビジネス・モデル
2. 懐疑的な市民から、どのようなファンドレイジングをしたらいいのか
3. 國際開発におけるイギリスのビジョン
4. 未来の生活と國際開発
5. ガバナンス・モデルに対する挑戦
6. 市民社会スペースに対して英国は悪い見本をみせているのか
7. 開発におけるBrexitの影響
8. 未来のNGOの組織とは
9. ファンドレイジングの最新動向
10. ブロック・チェーンは、開発をどのように変革するのか
11. DFIDの今後
12. データとNGOの責任
13. 世界の危機的な脅威にどうのように対応すべきか

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

5

学び：連携を通した「国際協力」へのコミット創出

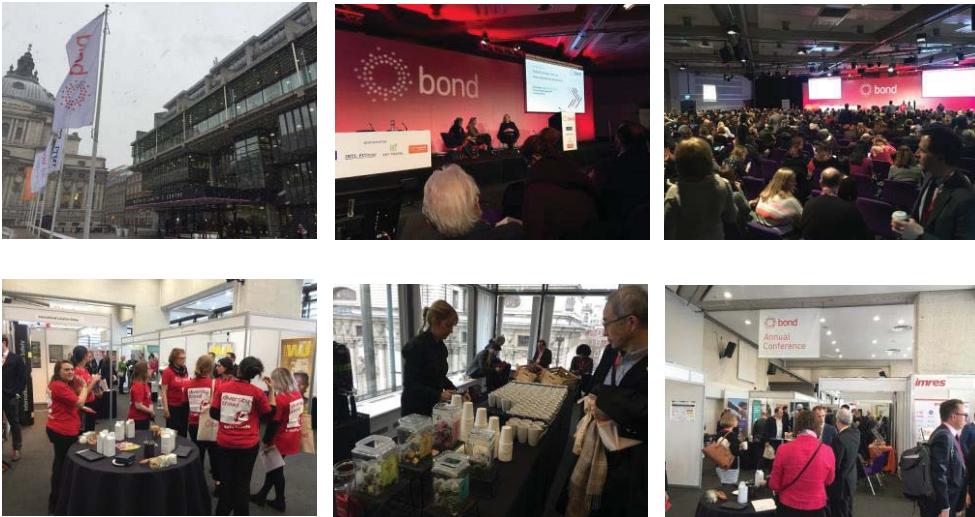
国際協力に関わる多様なステークホルダーと連携し、国際協力へのより高いコミットを作ることを目指し、「JANICカンファレンス」を以下の点を考慮し、開催する。

1. アジア視点
→国際協力に関するアジアの声を拾い、世界へ発信
2. マルチステークホルダー
→NGO・NPO、政府・自治体、企業など国際協力に関わる多様なステークホルダーが登壇、出展、参加が可能
3. イノベーション
→情報共有に留まらないセッション内容やネットワーキングタイムなどを実施し、新しいアイデアや関係性が生まれる場

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

6

Bond Conference 2018の様子



Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

7

Bond Conference 2018の様子



Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

8



ありがとうございました。

Copyright © 2017 JANIC All Rights Reserved.

草の根技術協力事業における裾野拡大に係る
これまでの取り組み 及び 実施にあたっての基本的な考え方

1. これまでの主な取り組み

(1) 草の根協力支援型を随時受付・採択から定期審査・採択への見直し（2013 年度）

（2012 年度第 3 回協議会にて報告）

従来、草の根協力支援型については、随時受付・随時採択としていましたが、主に以下 2 点の背景から年 2 回の締め切りを設定して募集・審査・採択を行なう方式に変更しました（事前コンサルテーションの随時受付には変更なし）。

- 案件形成期間の長期化：事業提案書最終版の提出までに、平均 1.5 年を要するという状況であったこと。これにより、提案団体が組織運営の計画を立てにくい状況に陥っていたこと。
- 公正な選考の担保：予算上の制約から事実上早い者勝ちとなっており、公平性・透明性の確保に欠けるとの指摘があったこと。

(2) 小規模団体向けの枠組みの見直し（2015 年度）

（2012～2014 年度草の根技術協力事業 10 年の振り返り分科会等を通じて協議 / 2015 年度第 1 回協議会にて最終報告）

従来の草の根協力支援型（3 年間で 2,500 万円を上限）と草の根パートナー型（5 年間で 1 億円を上限）を統合するとともに、小規模団体向けの枠組みとして、3 年間で 1,000 万円を上限とした「新・支援型（現行の草の根協力支援型）」を設置し、現行の草の根協力支援型については、以下の点についても見直しを図りました。

- 実施回数制限の緩和：1 回限りから 3 回まで可に変更。
- コンサルテーションの強化：事前コンサルテーションを必須化。
- 事業提案書様式の簡素化：事業提案書 4-5 枚に簡素化（平易な文言で記載時の留意点も記載）。
- アプローチの多様性確保：現地からの研修員受入を中心とした活動内容や、日本での研修の成果が現地でどのように活かされているかを確認・実践するための現地派遣を中心とする活動内容も可とする旨を明記（従来から可）。
- 開始時の現状確認に係る方策の確保：事業開始後に現地調査（事業開始時点での状況確認）を行ない、事業計画の精緻化（活動内容の具体化）を行なうこととする旨を明記（従来から可）。

これらの見直しにより、制度見直し後の 2015 年度・2016 年度の応募数は各 67 件と過去最高になりました。

(3) NGO 等活動支援事業の見直し（2016 年度）

（2015 年度協議会年間テーマとして協議 / 2016 年度第 1 回協議会にて最終報告）

草の根技術協力事業の実施に際して必要となる、開発途上国における事業の運営能力強化を目指す「事業マネジメント研修¹」について、以下の点を見直しました。

¹ https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_pcm/index.html

- 基礎編・実用編：従来以上に草の根技術協力事業への応募・実施を想定した内容への見直し。
- 立案編：新設 受講団体それぞれが想定する事業現場における課題・ニーズに基づいて、草の根技術協力事業として実際の事業を立案・提案することを目指すもの（準備講座（東京）・実践調査（事業予定各国）・立案講座（東京））。
- 現場編：新設 事業サイクルマネジメントの手法を再確認し、当該地で実際に行われている草の根技術協力事業等の事業をより効果的に実施できるようになることを目指すもの（2017 年度はベトナム・パラグアイ・カンボジア・ネパールにて実施）。

また、これに加え、NGO 等の多様化するニーズに対応すべく、各地域や分野の状況に応じた、NGO 等の組織運営・事業展開に係る能力強化に資する研修等の企画・運営の提案をネットワーク NGO 等から受け付け、採択したプログラムを実施する「NGO 等提案型プログラム²」についても拡充も図った。

2. 実施にあたっての基本的な考え方（全型共通）

草の根技術協力事業は、国際協力の意志のある日本の NGO/CSO 等が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、JICA が提案団体に業務委託して JICA と団体の協力関係のもとに実施する協働事業です。これを踏まえ、以下の点に留意し、事業を実施しています。

（1）事前コンサルテーション（内容・テーマのコミュニケーション・コンサルテーション）

- 相談受付：随時（締切は年 2 回）。
- 草の根協力支援型の特色：アイデアの段階から JICA が相談に応じ、対象国の JICA 在外拠点や関係部署からの情報も参考にしながら、提案団体と JICA が協働で事業を作り上げる。
- 不採択案件の扱い：今後の再提案に向けての事前コンサルテーションの一環として、不採択理由を提案団体に対して説明し、今後の方向性を検討する。

（2）モニタリング、実施計画レビュー（状況を踏まえた活動の見直し）³

- モニタリングの考え方：効果的・効率的に事業を実施するためには、定期的なモニタリングにより、事業計画の進捗状況や発生した問題点等を適時に把握し、団体と JICA との間で共有することが重要。
- 事業計画の見直し：必要に応じて、適宜、計画の軌道修正、計画内容の変更を行なう。
- 実施計画レビュー：特に、事業開始後半年から 1 年を目途に、現地の実情や事業の進捗を踏まえ、事業計画の適正化・精緻化のためのレビューを行なう。

以上

別添：草の根協力支援型事業提案書様式（次回募集時一部修正予定）

² https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_proposal/index.html

³ 詳細は業務実施ガイドライン参照 https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/ku57pq00001xblay-att/operation_guideline_201705.pdf

様式Ⅰ

事業提案書

(灰色の字で書かれている事業提案書記載時の留意点は削除してお使いください。)

1. 提案事業の概要 ※(1)~(11)については、 4~5枚を目処に記載してください。	
(1) 事業名(和名) 提案する活動内容がイメージできるような事業名を簡潔にご記入ください。	
事業名(英名)	
(2) 対象国 提案事業の対象となる国名をご記入ください。	
(3) 活動地域 提案事業の中で活動を行う地域(州、郡、村)をご記入ください。	
※(4)~(6)については、「(4)事業の背景と必要性」に記載されている現状を改善するために、どのような「(5)活動内容と変化」が必要で、目標となる「(6)事業により達成される状態」は何かを、それぞれの関係を考えながら記載して下さい。	
(4) 事業の背景と必要性	① 対象地域の人々の状況
	(以下を必ず記載してください。) ◆ 対象地域にはどのような人々が生活していますか。 ◆ 対象地域で生活している人々はどのような状況にありますか。
(5) 活動内容と期待される変化	② 対象地域の人々が抱える問題
	◆ 対象地域の人々はどのような問題に困っていますか。 ◆ 現地の問題点が改善していない原因や改善を阻害している要因は何ですか。 ◆ 問題点がどのように変わればいいですか。
(6) 活動内容と期待される変化	
本事業の対象となる人々	
※活動①と変化①、活動②と変化②が各々対応するように記載して下さい。活動および変化が3つ以上ある場合は適宜行を増やしてください。 変化、活動、次の質問の「プロジェクト目標」の関係性については募集要項P.10を参照ください。	◆ (4)で記載した人々のうち、本事業で特に対象とするのはどのような人々ですか(職業、性別、年齢、規模(世帯数・人数)、収入等)。次の項目「活動①、②」では、各活動の対象者を記載ください。
	活動①
	◆ (4)で記載した現地の問題点を改善するため、提案事業で実施する具体的な活動について活動内容を記載ください。活動を具体的にイメージできるように次の事項(太字)を記載してください。「いつ」、「どこで」、「誰」を対象に(どのような人々であるか、世帯数・人数はどれくらいか)、「何を」、「どのような方法」で行いますか。
	◆ 本事業の対象となる人々を日本に受け入れる研修等を中心とした活動内容も歓迎します。その際には、日本の研修の成果が、現地でどのように生

様式Ⅰ

	<p>かされているかを確認するために、モニタリング活動や研修内容を実践する活動などを取り入れた事業の組み立てをご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業の第一段階として、事業開始後に現地調査を行い、しっかりと現状を把握したうえで、活動内容を具体的なものに見直し、第二段階として、本格的に活動を始めるという事業の組み立ても可能です。ただし、現地調査だけの事業は不可となります。 ◆ 事業費に計上されている経費がどのように使われるのかが具体的に分かるよう留意してください。 ◆ 本事業が終了した後、現地での活動によるプラスの変化が長く続くために、事業実施中にどのような工夫をしますか。具体的に記載して下さい。 ◆ それぞれの活動に必要な期間について、提案事業全体期間を踏まえた実施スケジュールを様式I-2に記載してください。 	
	<p><u>活動②</u>（活動が3つ以上ある場合は、行を下に追加して下さい。）</p>	<p><u>変化②</u>（変化が3つ以上ある場合は、行を下に追加して下さい。）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 活動①の説明に従って活動②の内容を記載ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 変化①の説明に従って、活動②によって生じる変化の内容を記載ください。
(6) 事業により達成される状態（プロジェクト目標）	<p>① <u>事業により達成される状態（プロジェクト目標）</u>は何ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ プロジェクト目標は1事業につき一つです。 ◆ (5)で記載した活動を計画した事業期間で実施したときに、現状がどのように変化している状態を目指しますか。 ◆ 事業対象地域および住民が抱える問題点がどのように改善されればよいですか。 <p>② <u>目標の達成度合をどのように確認しますか。</u></p> <p>事業実施前と終了時の変化をどのように確認しますか。変化の（定性的・定量的な）判断基準を具体的に記載して下さい。</p>	

様式Ⅰ

(7) 市民参加の活動	① 日本において国際協力についての理解・参加を促す活動
	◆ 本事業の事業内容についての報告会・広報活動等の計画を記載して下さい。
(8) 実施期間	② 日本の課題解決にどのように役立てるか、計画があれば記載ください。
	◆ これまでの活動経験を踏まえ、日本の地域社会が抱える課題解決にも貢献する活動や開発途上国における経験を日本国内に還元する活動も歓迎します。 事業総額の 10%を上限に含めることが可能です。
(9) 事業費概算額	◆ 本事業と関連した「日本（団体が所在する地域等）の課題は何か」、「その課題の解決に事業を通してどのように貢献するか」を記載して下さい。
(8) 実施期間	(西暦) 年 月～ 年 月 (年 カ月)
(9) 事業費概算額	円 (様式 III 参照)

(10) 本事業の実施体制（人員体制、安全対策、情報管理体制）

提案団体の実施体制	◆ 現地および国内での事業実施・支援体制について記載してください。 ◆ 提案団体はどのような人員配置体制や連絡体制で事業を運営・実施していくか、簡潔に説明してください。
安全対策	◆ 安全対策について簡潔に説明してください。
情報管理体制	◆ 個人情報及び特定個人情報の保護・管理を含む情報セキュリティにかかる体制について記載して下さい。
本事業における相手国実施機関（カウンターパート機関）との協力関係	◆ 本事業においての相手国実施機関はどのような役割を果たしますか。 ◆ 相手国実施機関との間で本事業の事業実施に係る協議をどのくらい行っていますか。合意形成の度合も含めて説明して下さい。

(11) 事業実施にあたっての主な担当者（※行が足りない場合は追加してください）

① プロジェクトマネジャー

氏名（ふりがな）	
担当業務	
専門分野	
所有資格（免許・語学）・スキル	◆ 事業全体の運営管理に責任を持つ 1 名をプロジェクトマネジャーとして配置してください。委託契約期間中、提案団体と雇用関係またはその他の契約関係（役員、会員等）にある人物であることが必要です。プロジェクトマネジャーは、事業開始から終了までを一貫して運営管理することが求められ、経験・能力等も審査の対象となっているため、提案時からの交代は原則認められません。なお、原則、日本人であることが求められます。

様式Ⅰ

業務従事経験	◆ 本事業と関連のある分野でのこれまでの経験は何ですか。
現地活動・国内作業従事計画	◆ いつ・どれくらいの期間で現地活動および国内作業に従事する予定ですか。

② その他業務従事者

	氏名（ふりがな）	所属・役職	事業の担当・役割
業務従事者①			
現地活動・国内作業従事計画	◆ 契約交渉、経費の支払い、経費を含む事業の進捗管理等は、基本的に提案団体の日本国内事務所と事業全体をモニタリングするJICA国内機関の間で行いますので、日本国内で業務調整・連絡の役割を担う方の配置（国内調整員等）を認めます。 ◆ いつ・どれくらいの期間で現地活動および国内作業に従事する予定ですか。		
業務従事者②			
現地活動・国内作業従事計画	◆ いつ・どれくらいの期間で現地活動および国内作業に従事する予定ですか。		
業務従事者③			
現地活動・国内作業従事計画	◆ いつ・どれくらいの期間で現地活動および国内作業に従事する予定ですか。		
業務従事者④			
現地活動・国内作業従事計画	◆ いつ・どれくらいの期間で現地活動および国内作業に従事する予定ですか。		

以上

概算払いに対する債務保証措置の免除について

JICA 事業は公金を主な財源としているため、安全性を確保する観点から前金払に該当する「概算払」を行うに際しては、連帯保証書等、債務保証の提出を課しています。しかし、連帯保証人の個人資産や債務の確認をせずに支払を行っていること、また、JICA 事業の経験と実績を有する団体への利便性向上のため、この度、法人としての財務状況等の確認を以て連帯保証書等の債務保証措置を免除できるよう制度を改善いたしました。

免除に必要な条件と書類は次のとおりです。

【免除の条件】

- (1) 受託者(共同事業体の場合は代表団体)が法人であること
- (2) 法人設立後、5年以上経過していること
- (3) 直近の2会計年度における決算書において債務超過及び収支上の赤字がないこと
- (4) 法人税(課税事業者の場合は消費税も)の滞納がないこと
- (5) 直近5年以内にJICAの事業を実施した経験があり、契約期間内において、会計報告の提出遅れや証憑類の紛失等の問題が発生していないこと(複数の事業経験がある場合は、直近の事業で可)
- (6) 会計事務所や税理士との契約があるか、公認資格を持つ専門員が団体内に雇用されていること

【確認書類】

- (1) 法人登記簿謄本
- (2) 直近2会計年の決算書
- (3) 納税証明書(その3の3) 原本
- (4) 過去の実施事業リスト(JICA指定書式)
- (5) 会計事務所もしくは税理士との契約書の写し、もしくは公認資格証明書の写し

※採択通知から契約締結までの期間が半年以内の場合、(1)～(3)の書類については応募時に提出した書類にて判断可能

債務保証措置の免除を希望する団体は、採択後に所管の国内機関へ相談の上、契約交渉までの間に条件を満たすことを証明する書類を提出していただきます。

なお、国立大学法人又は公立大学法人の場合は、元々保証措置が免除されているため、本件の対象外です。また、後払いに該当する「部分払」や「精算払」の場合も、保証措置は不要です。

2018 年度版の経理処理ガイドライン(現在準備中)を適用する案件から対象といたします。

以上

2017 年度 ODA 本体業務における NJ 連携強化促進について

2017 年度第 4 回 NGO-JICA 協議会資料：今年度の成果と振り返り、今後について

2018 年 3 月 15 日

NGO-JICA 協議会コーディネーター（文責：SVA 山本）

はじめに

2015 年度から行ってきた「ODA 本体業務における NGO-JICA の連携強化促進」¹は、タスクフォース（以下 TF）の設置を 2016 年度に終了し、2017 年度の連携における強化促進のために以下が合意された。

- ① 2016 年度までに行った TF と同様の成果を設定する TF の設置については、その提案をしない。
- ② NGO による提案案件を ODA 本体業務につなげていくため、NGO・JICA 双方で継続的な意見交換を必要に応じて行うなど、上記プロセスを稼働させるためのフォローアップを継続的に実施。
- ③ 上記②のフォローアップを行うための窓口を NGO（次年度コーディネーターより最低 1 名をアサイン）、JICA（国内事業部および企画部）双方ともに設け、この窓口を通じて案件募集等の具体的なアクションを行う。またその際には別途定める「ODA 本体業務における NGO-JICA の連携強化・促進のための留意点」を参照。
- ④ フォローアップ期間については、本 TF 設置の前提の一つとなった「NGO と ODA の連携に関する中期計画」の設定期間（～平成 31 年度）を一応の目安とし、NGO と JICA 間で適宜協議。

1. 今年度の活動振り返り

- ・ NGO、JICA 双方に窓口を設置したが、今年度は NGO による案件提案にまでは至らなかった。
- ・ 提案に至らなかった背景としては、NGO 側の能力強化や団体のキャパシティ（人の配置など）などの課題が上げられ、NGO 側の案件形成や提案能力の向上が肝要である。
- ・ 2018 年 2 月 15 日に、NGO の関心団体、NGO-JICA 協議会コーディネーターで本連携に関する現状と今後についての意見交換を行い、今後の方向性について協議を行った。

2. 来年度以降に向けた対応

NGO 側の現状や課題を踏まえて、NGO-JICA 協議会コーディネーター間で今後の対応を協議し、次年度以降は以下の通り申し送ることを合意した。

- 定期的な NGO の案件提案プロセスの実施は行わない。
- NGO 及び JICA 双方で合意した「NGO と ODA の連携に関する中期計画」の設定期間（～平成 31 年度）を一応の目安とし、JICA 側で ODA 本体業務における連携促進のための窓口を設置し、NGO 側による提案案件を NGO・JICA 双方で継続的な意見交換を必要に応じて行うプロセスを継続する。
- ODA 本体業務における連携促進の在り方については、「草の根事業の質の向上」を進めていく中で、その可能性を継続協議していく。
- NGO の関心団体が引き続き有志の勉強会などを実施する際には、NGO-JICA 協議会を通じて情報交換などの連携促進を図っていく。

¹ 2015 年度の名称は「一号業務への参画促進タスクフォース」

持続可能な開発目標(SDGs)ゴール16を含むNGO政策環境 (市民社会スペース:Civic Space)に関する市民社会の取り組み

(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)
事務局長 若林秀樹

■議題提案の背景

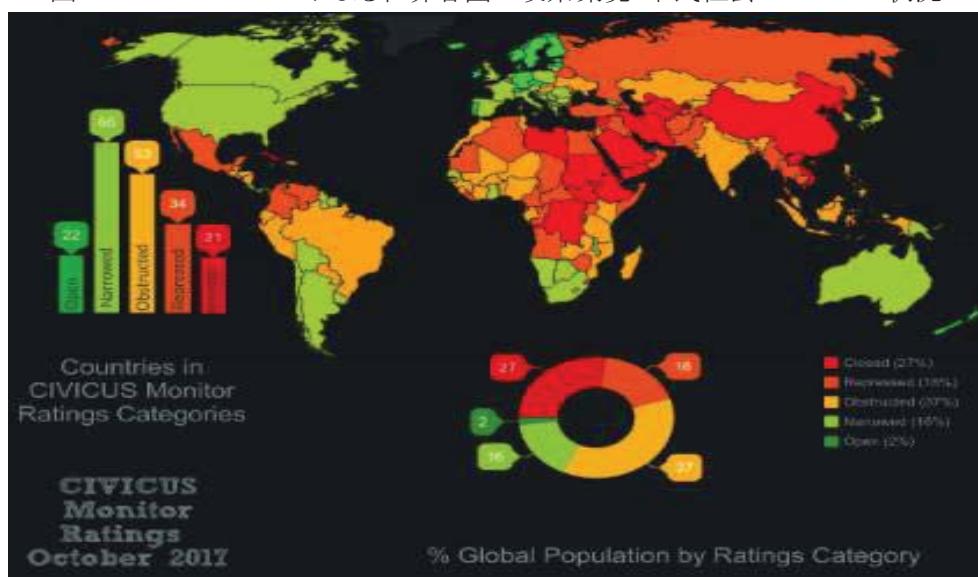
世界各地でNGOに対する規制強化や弾圧など、NGOが自由に活動できる市民社会スペースの狭まりが深刻化している。SDGsゴール16「平和と公正をすべての人に(Peace, Justice and Strong Institutions)」は、他の目標の達成に必要な横断的な目標として位置付けられている。NGOが自由に活動できる政策環境や市民社会スペースが狭まり、ゴール16が達成できなければ、援助・開発の効果が低下し、持続可能な開発は困難になる。市民社会としては、このような世界の共通する動きに対して懸念を示している。

南アフリカ共和国に本部を置く国際NGOのネットワークであるCivicusは、2017年4月に世界中の市民社会スペースに関する調査をまとめたウェブサイト「Civicus Monitor¹」を発表し、2017年10月にアップデートした。ここでは世界195か国を「開かれている」(open)、「狭まっている」(narrowed)、「妨げられている」(obstructed)、「抑圧されている」(repressed)、「閉ざされている」(closed)の5つのカテゴリーに分けている。現在73億の世界人口のうち、60億の人々が「妨げられている」「抑圧されている」「閉ざされている」国に居住している。

Civicusは、市民社会スペースを以下のように説明する。

「市民社会スペースはあらゆる開放的で民主的な社会の基盤である。市民社会スペースが開放的である時に、CSOは障害なしに組織化や参加ができ、コミュニケーションをとることができる。そうすることで、CSOは権利を主張し、CSOを取り巻く政治的・社会的構造に影響を与えることができる。こうしたことは国家が自分の市民を保護する義務を果たし、結社の自由、平和的な集会の自由、見解や意見表明の自由の3つの基本的な人権を尊重・促進することにおいてのみ可能となる。」

図1 Civicus Monitorによる世界各国の政策環境・市民社会スペースの状況



(出典)Civicus, *Civicus Monitor*, 2017.

¹ <https://monitor.civicus.org/>

■市民社会の取り組み報告

1. 2017年度外務省NGO研究会「日本のNGOによる、アジア・アフリカ諸国における政府と現地NGOの対話プロセス構築支援の方法に関する研究」(実施団体:国際協力NGOセンター)

(1)活動概要

活動1. アジア・アフリカにおけるNGOの政策環境の調査の実施

活動1-1:アジア・アフリカにおけるNGOの政策環境の文献・ヒアリング調査

活動1-2:国連SDGsハイレベル・ポリティカル・フォーラムへの参加

活動1-3:出張報告会の開催

活動2. 日本の優良事例を海外のNGOに共有する

活動2-1:NGOの国際会議参加と海外NGOとの情報共有

活動3:政策環境の改善策を検討し、実行の道筋をつける

活動3-1:アクションプラン案作成に向けた調査(カンボジア)

活動3-2:アジアのNGO関係者との検討会合の開催(カンボジアのCCC、ADA等)

活動3-3:アクションプラン案の検討

活動3-4:アクションプラン案発表のための会議開催(下記参照)

タイトル	SDGゴール16からNGOの政策環境の課題を考える～カンボジアを一つの事例として～
目的	本研究会の成果を報告しつつ、カンボジアを一つの事例としてNGOが活動しやすい環境とは何かについて考察し、アジア・アフリカ諸国におけるそうした環境づくりに向けた日本の国際協力NGOの役割を考える。
日時	2018年2月21日(水)14:00-16:45
場所	早稲田奉仕園 You-Iホール(東京都新宿区西早稲田2-3-1)
対象者	途上国で事業を行う国際協力NGO関係者、NGOを支援する公的・民間ドナー関係者、ご関心のある市民の皆様
プログラム	<p>第1部:講演・報告</p> <p>(1)「政策環境に関する国際議論」 高柳彰夫氏(フェリス女学院大学国際交流学部教授、JANIC政策アドバイザー)</p> <p>(2)「カンボジアにおけるNGOの政策環境」 ソアン・サルーン氏(カンボジア協力協議会 Cooperation Committee for Cambodia 事務局長)</p> <p>(3)「カンボジア調査報告、アクションプラン案の発表」 重田康博氏(宇都宮大学国際学部教授、JANIC政策アドバイザー)</p> <p>第2部:パネルディスカッション「NGOの政策環境を改善するために」 [登壇者] ソアン・サルーン氏、高柳彰夫氏、重田康博氏、佐藤靖氏(外務省 国際協力局 民間援助連携室長)、佐藤安信氏(東京大学大学院総合文化研究科教授、弁護士、元UNTAC人権担当官)</p>

活動4. アジア1か国における政府とNGOの対話プロセスの教訓を得てシェアする

(2)報告書のまとめ(2018年4月に公開予定)

本報告書では、総論で政策環境をめぐる国際的な状況や議論の動向を紹介した後、LANGOの制定・実施などに伴う政策環境の急速な悪化がみられるカンボジアをはじめ、アジア・アフリカのいくつか

の国、そしてドナー国である英国・カナダ・米国の事例を紹介する。

政策環境の改善、あるいはより広く市民社会スペースの拡大のために、日本のCSOは何ができるのか、諸外国のCSOや国際的なCSOネットワークとともに何ができるのか、あるいは日本のODA機関(おもに外務省・JICA)と一緒に考えていくことは何なのか、CSOのアクションプランで提起したい。

【目次案】

1. 総論:アジア・アフリカにおけるCSOの政策環境
2. 各国事例:カンボジア、ラオス、ネパール、インド、エチオピア、英国、カナダ、米国
3. CSOのアクションプラン

(3)CSOのアクションプラン案

①SDG16など国際的な合意に関するCSOの国際的な共同調査・研究とアドボカシー

政策環境に関するSDGsや国際的合意についてのアドボカシー活動やその前提となる実施状況についての情報交換や調査研究を海外のCSOと日本のCSOとの間で進めていく。

②諸外国のCSO関連法制度とNPO法を制定した日本との経験交流

CSOの健全な活動に、その登録法制が必要なことは、長いこと任意団体としての活動を強いられた日本の経験からいえることである。諸外国のCSO関連法制度をCSOの自由な活動を促進する制度としていくために、日本のNPO法との比較、あるいはNPO法制定時や施行後の経験を共有していくことも、世界のCSOの政策環境の改善の一手段となろう。

③政策対話の経験の共有

日本のCSOと外務省・JICAとの定期協議会をはじめとしたCSOと政府との政策対話の経験を共有し、共通の課題を探り、グッドプラクティスの紹介を行うことは、政策環境の向上に資することとなろう。

④日本のNGO支援スキームと政策環境への対応

日本のODA機関のCSO支援スキームの中で政策環境改善にどのようなことが可能なのかは、途上国のCSO、日本のCSO、日本政府の関係機関の対話を通じて模索されるべきであろう。

他のDAC諸国の事例も参照しながら、NGO・外務省定期協議会の連携推進委員会あたりで途上国のCSOの支援策、特に政策環境改善支援をふまえて日本のCSO支援スキームのあり方を検討することを期待したい。

2. 釜山民主主義フォーラム 2018 の参加報告

2018年1月21日-22日に韓国・釜山で開催された、市民社会による「釜山民主主義フォーラム2018(Busan Democracy Forum 2018)」は、アジアを中心に海外から多くのNGOを招聘し、韓国内のNGO、政府、専門機関等250名以上が一堂に会し、SDGsゴール16の重要性と他の目標との関係性、各ターゲットに関する分科会、ゴール16に関する追加指標等を議論し、釜山宣言を採択した。日本のNGOからは議題提案者を含む5名が参加し、JICAからも1名が参加した。

アジア地域における民主主義およびSDGsゴール16を推進する取り組みおよび、政府とNGOの連携に関する先進的な事例として、本フォーラムの成果を報告したい。

釜山民主主義フォーラム2018は、「アジアおよび域外で平和・公正・包摂的な社会を推進する」というテーマで開催された国際会議である。主催は、民主主義共同体(Community of Democracies²)、アジア民主主義ネットワーク(Asia Democracy Network)、アジア開発連盟(Asia Development Alliance)の3者であり、韓国国際協力団(KOICA)、韓国外務省、釜山市の全面的な支援を得て開催されており、市民社会と政府等とが協働して取り組んだ注目すべきフォーラムである。釜山宣言においても、この分野でのJICAの関わりへの期待が盛り込まれた。市民社会をはじめ、政府機関、国際機関、学識経験者が集まるマルチステーク・ホルダーによる会合として、国際レベル、地域レベル、国レベルにおけるゴール16の実施に関する進捗状況や方策が話し合われた。政策提言、実施、国別報告、進捗計測ツールなどに関する経験や最新状況が共有され、2019年の国連ハイレベル政治フォーラムでグローバル優先課題となっているゴール16についてあらゆる角度から議論されたことが特徴的である。

開会式では、韓国国際協力団(KOICA)のMikyung LEE理事長によるスピーチでは、釜山は韓国における民主主義の歴史上極めて重要な場所であることや、開発協力に関する重要な国際会議(第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム、2011年)が開催されたこと、そして、SDGs達成のためには平和、民主主義、人権の実現が不可欠であることが強調されていた。また、韓国政府としてODAを通じてゴール16に取り組むことを宣言しており、アジア地域における主導的な役割を果たす意欲を見せていた。自身がドイツからの奨学金を受けた経験から、市民社会の関与や一人一人の市民への教育が、開発途上国における民主主義や社会的不平等のは正につながる、と指摘し、KOICAは今後も市民社会との連携を強化し、平和、民主主義、人権という核となる価値をもってゴール16の達成に取り組むとの宣言がなされた。

その後、ゴール16のターゲットや他のゴールに関する分科会が開催された。

分科会一覧

- Global Citizenship Education (GCED) (Target 4.7+)
- Thematic Workshop on Gender Equality (Goal 5)
- Thematic Workshop on Inequality (Goal 10)
- SDGs and Human Rights City (Goal 11+)
- SDGs and Peace
- Localizing SDGs - Role of Local Government and Civil Society
- Violence against children and their protection (Target 16.2,16.9)
- Rule of Law and access to justice (Target 16.3)
- Anti-corruption / transparency (Target 16.5)

² CoDには106の国が参加し、民主主義にとって重要な基本的権利を確認し、民主主義へのコミットメントを表明し、民主主義の強化のために、民主主義コーカスを設置する等の協力をを行うことについて合意した「ワルシャワ宣言」に署名した。2年に一度、閣僚級会議が開催され、民主主義と人権を支援する取り組みを世界中で行っている。日本政府も運営理事会(Governing Council)の一員として参加している。

- Democratic decision-making and institution – Shrinking civic space (Target 16.6–7)
- SDGs and Role of National Human Rights Institution (Target 16.10 and 16.b)
- Fundamental freedoms including non-discrimination (Target 16.10 and 16.b)
- Access to information Open Government Partnership (OGP) (Target 16.10)
- SDG 16 Indicators
- SDG 16 National Indicators in Korea
- Country Case Study on SDG 16 Indicators
- SDGs and ODA in Asia (Target 17.1–7.4)
- SDGs and Korean ODA
- Multi-stake holder Partnership: Public, Public-Private and Civil Society Partnership (PPCP) (Target 17.16–17.17)
- Data and Indicator (Target 17.18–17.19)
- HLPF Voluntary National Review (VNR)

釜山宣言

最終日には参加者全員によるドラフトセッションを経て、釜山宣言が採択された。宣言文では、恐怖と暴力のない平和・公正で包摂的な社会を実現することや、民主主義と自由がなければ持続可能な開発はなく、持続可能な開発がなければ民主主義や自由もまたありえない、との前文から始まり、参加者がハイレベル政治フォーラムおよび自発的国別レビューの作成に積極的に関わっていくことや、各国政府が市民社会との連携を強化しゴール16および分野横断的な課題に対応していくこと、特に、KOICAおよびJICAと他の開発協力機関に対し、SDGsの効果的な実施に向けて市民社会とともに取り組むことを求ることなどを含む17の行動提起を含んでいる。

SDGゴール16に関する市民社会が考える補助指標

本フォーラムのもう一つの成果として、SDGゴール16に関する補助指標³への貢献が挙げられる。補助指標とは、アメリカのオルブ赖ト国務長官とポーランドのゲレメク外相の提案により2000年に設立された民主主義の価値を広めるための国際機関である民主主義共同体が、ゴール16の進捗のより正確な把握を目指して2017年9月に提案したものであり、本フォーラムでは、各分科会を通じてSDGゴール16の各ターゲットに関して、市民社会が考える補助指標が検討された。

以上

³

<http://www.community-democracies.org/app/uploads/2016/09/Framework.-Voluntary-Supplemental-Indicators-SDG16-1.pdf>

JICA ボランティアと NGO との連携推進

(2018 年度の年間テーマ設定に向けて)

1. 背景

JICA ボランティア事業は、1965 年に青年海外協力隊派遣開始以来、約 90 国以上の開発途上国に対し、約 120 職種に及ぶボランティアを累計 5 万以上派遣した実績がある。これまでの 50 年以上の歴史を通じ、途上国ニーズも変化する中で、ボランティア事業も時々の要請に応える形で変化を遂げてきたが、一貫して草の根レベルの協力、より現場目線の協力に主眼を置いてきた点に変化はない。

近年では、被援助国政府が、地方の行政サービスの実施を現場の NGO 等に任せる例も増える中で、ボランティアの配属先も従来の行政府から、直接のサービスデリバリーを担う NGO 等に配属されるケースも目立ってきた。

本邦 NGO が、様々な国・分野で草の根レベルの協力を展開する中で、現場レベルで JICA ボランティアと連携・協力する場面も今後増える可能性もあることから、来年度の年間テーマとして、JICA ボランティアとの連携の在り方・手法・課題について議論・意見交換を実施していくことを提案したい。

加えて、昨年秋の行政事業レビューにおいて、有識者より、「NGO 等との更なる連携を図るべき」との提言があった。本提言も踏まえ、NGO との役割分担や棲み分けを含め双方の強みを活かした効果的な連携を図っていきたいと考える。

2. 目的

2. に記載のとおり、JICA ボランティアも NGO も草の根レベルへの協力という部分では方向性を一にしており、また、JICA ボランティア帰国後に本邦 NGO に奉職されたり、新たに NGO を立ち上げたりするケースもあり、多くの場面で親和性が高い。

今後、途上国においても格差が深刻となり、より支援を必要とされる地方部や成長から取り残された人々を対象に、JICA ボランティアの派遣も拡充していくことから、改めて NGO との連携・協力可能性について検討したい。

具体的には、来年度実施分について、協力隊事務局より担当者が全会参加させていただき、以下の観点から、2 回程度意見交換する機会を持たせていただきたいと考えています。

(意見交換テーマ案)

1. 連携パターンの共有と発信
2. 対象国（地域）・分野の検討
3. ボランティア帰国後の社会還元分野での連携

以上

別添 1：本邦 NGO と JICA ボランティアの連携事例（1）

2： 同 連携事例（2）

3：現地・国際 NGO への JICA ボランティア派遣事例

(本邦NGOとの連携事例:1)

本邦NGO:Hearts of Gold(ハートオブゴールド)による初等教育課程における体育科指導書の普及促進支援(カンボジア)

事業内容:同NGOが同国の学校課程における体育科授業の全国的普及をめざし、筑波大学、岡山大学等の協力を得て体育科指導書を作成。2009年より、同国15州での普及展開を行った。普及展開の過程で、複数のボランティア(職種:小学校教育、体育、青少年活動など)が普及支援を行った。



指導書啓蒙の一環で運動会を主導するボランティア。
(写真提供:ハートオブゴールド)



体育教官に、実技指導の講習会を実施するボランティア。
(写真提供:ハートオブゴールド)

(本邦NGOとの連携事例:2)

本邦NGO: シャプラニール＝市民による海外協力の会とJICAボランティアによる農村女性自立支援のための商品開発・販売の連携(バングラデシュ・ネパール)

事業内容: 1) JICAボランティアが指導した農村女性と一緒に制作した工芸品の販売拡大、更なる商品開発を同NGOが行い、相乗効果を得た。(バングラデシュ) 2) 同NGOが輸入販売をしていた工芸品の製作元団体にJICAボランティアが配属され、その後の新商品開発を行った。(ネパール)



農村女性に指導するJICAボランティア。



現地自立支援団体とシャプラニール職員、JICAボランティアで協議する様子。

別添3：2018年3月9日現在派遣中のJICAボランティア（青少年活動隊員）120名のうちNGOに派遣されている17名の概要

<資料5-4>

派遣国	NGO団体名	組織類型	活動概要
エジプト	Bent Dar El Salam Charity Association エジプトの現地NGO	児童養護施設	家庭の事情で普通の学校に通えない就学前から18歳までの児童のための通所型の養護施設。ボランティアは学習支援や生活支援を行う。
	カリタス エジプト支部 ドイツ本部のカトリック系国際NGO	児童養護施設	家庭の事情でストリートチルドレンとなった児童の保護施設。ボランティアは学習支援、生活支援など総合的な活動を行う
ニカラグア	SOS子供の村 ニカラグア レオン支部	児童養護施設	家庭での生活が困難となる7歳から18歳の子供が生活する小舎制の児童養護施設。ボランティアは学習支援のほか地域交流活動を企画する
	SOS子供の村 ニカラグア エステリ支部	児童養護施設	同上
	Casa Aliansa Nicaragua 本部米国の中南米に12支部	児童養護施設	家庭での生活が困難となる13歳から17歳の子供を収容する児童養護施設。ボランティアは主にスポーツ、文化活動を担当する
ドミニカ共和国	Acción Callejera-Fundación Educativa サンティアゴ市にある現地NGO	青少年センター	貧困地域に居住する思春期の少年を対象にした青少年センター。ボランティアは少年の想像力や自己表現を育むような様々な活動を行う。
	同上	同上	同上、本ボランティアはスポーツを通じたライフケースルの向上を担当する。
	カリタス レオン支部 ドイツ本部のカトリック系国際NGO	児童養護施設	家庭の事情で教育を受けられない貧困児童の通所型児童養護施設。ボランティアは少年の想像力や自己表現を育むような様々な活動を行う。
ヨルダン	セーブザチルドレン 英国本部の国際NGO	難民キャンプ	ヨルダン北部に設置されたシリア難民キャンプ内にNGOが運営する児童施設。遊ぶ機会が少ない子供に対してレクレーションを行う。
	同上	同上	同上
	アルフセイン孤児院 ヨルダンの現地NGO	孤児院	家庭の事情により保護された6～12歳の子供たちに放課後の課外活動やイベントを行う。ボランティアは音楽スポーツやイベントの企画
ジブチ	Luthern World Federation スイス本部のプロテスタント系NGO	難民キャンプ	アリアデ難民キャンプ内に設置された青少年センターにおいて、ボランティアは識字教育、文化活動、HIV対策啓発活動などを行う。
ルワンダ	Nyanza Peace Academy 現地NGOが運営する教育施設	幼稚園・小学校	各国の援助の中で日本政府の草の根安全保障無償で校舎および寮が建設された学校。活動内容は幼児教育および小学校教育と全く同じ
ボリビア	Fundación Arco Iris カトリック系の現地NGO	児童養護施設	家庭の事情でストリートチルドレンとなった児童の保護施設。ボランティアは学習支援、生活支援やパソコン操作など総合的な活動を行う
パラグアイ	Legión de la Buena Voluntad ブラジル本部のカトリック系NGO	保育施設	貧困層の児童のみを対象とした保育施設。ボランティアはレクレーションおよび教材作成を担当する。
	Fundación Dequení パラグアイの現地NGO	啓発活動	貧困層が多い地域を対象とした児童向および保護者向けの啓発活動を実施している。ボランティアは保健衛生啓発活動が中心
スリランカ	Sarvodaya Suwasetha Girl's Center Center スリランカの現地NGO	児童養護施設	同NGOは国内に9か所の児童養護施設を運営するそのひとつ。放課後の生活指導やレクレーション、自立に必要なスキルを指導する。

NGOの安全管理能力向上と 安全基準策定の取組みの報告

NGO安全管理イニシアティブ

～Japan NGO Initiative for Safety and Security (JaNISS)～

JaNISS

2017年度の主な取り組み

1. 外務省「NGO研究会」による、NGOの安全管理の課題把握のワークショップ等を全国4カ所で開催
2. UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness(eCentre)等と協力した、東京での3-5日間の安全管理研修の開催
3. NGO安全基準、チェックリスト、ガイドブックの策定、全国のNGOからのヒアリング実施

2017年度研修・ワークショップ開催状況

【「NGO研究会」による課題把握のためのワークショップ（各1日）】

2017年9月：大阪開催(10名参加)

2017年11月：福岡開催(10名参加)

2018年1月：東京開催（北海道、東北、関東・信越、沖縄の団体を招聘）（17名参加）

2018年1月：名古屋開催(9名参加)

2018年2月：東京でのシンポジウム開催（約60名参加）

【NGOの能力強化のための研修】

2017年2月（東京、2日間）：“Safety in the Field”研修（26名参加）

2017年8月（東京、5日間）：“Security Risk Management”及びトレーナー研修(27名参加)

2017年12月（東京、3日間）：“Safety in the Field”及びトレーナーレビュー研修(SIF 31名、トレーナーレビュー10名参加）

NGO安全基準：関連文書の構成

- ・「NGO安全基準」（日英）
- ・チェックリスト（現在日本語のみ）
- ・「NGO安全基準ガイドブック」（日英）

NGO安全基準：作成過程と今後の予定

- JaNISSの「安全基準タスクフォース・チーム」参加の10団体のメンバーが、国連や欧米のNGOの安全管理に関する文献、専門家からのアドバイスに基づいてドラフト。
- 2016年8月より作業開始し、現在説明会やオンラインで、ドラフトへのコメントを募集中。2018年3月に完成し、4月より運用開始の予定。

NGO安全基準とは何でないか（よくある誤解）

- そのままで各団体の安全基準になるものではない
- 一律の規準、方針を全NGOに当てはめようとするものではない
- 紛争地、人道支援に関わる団体だけを対象にしたものではない
- 規模の大きな団体だけを対象にしたものではない
- 書類で規定、規則を整備することを促すものではない

NGO安全基準の目指すこと

- ・日本語で、共通の用語と理解で、安全管理について情報交換や協力ができるようになること
- ・規模、ミッション、活動形態、活動地などが異なる様々なNGOが、どの程度整備できているか確認可能となること
- ・リスク評価、スタッフ参加型の安全計画策定、危機管理シミュレーション、スタッフの責任・役割の明確化などが広く行われるようになること
- ・NGOの安全管理手法とプロフェッショナリズムが、広く社会で理解されること

NGO安全基準：運用方法（検討中）

- ・JaNISS加入団体に限らず、活用したいと考える団体に広く活用してもらうことを目指す。
- ・賛同する団体は安全基準に署名。チェックリストは各団体内で自己責任でチェックを実施。結果は今後の内容向上のためJaNISSに報告。
- ・署名団体は、JaNISSウェブサイトに団体名を掲載。
- ・2018年4月より運用を開始し、各種研修等と合わせてさらに各地域で説明会等を実施。
- ・内容、情報についてフィードバック得て、「NGO安全基準管理委員会（仮称）」にて毎年検討、改定を重ねていく。

基準1: 安全管理に対する経営管理者の責任

署名団体の経営管理者は、管理者としての注意義務と、国際的に受け入れられている安全基準に基づいて、職員、ボランティア、インターン、専門家を含む業務委託者の安全について責任をもって確保しなければならない。

基準2: 団体としての安全管理方針と計画

署名団体は、本部レベルにて、団体の目的、使命、行動原則、リスク許容度を反映した安全管理方針を持ち、また本部及び現地レベルにて、関係者が参加して行う安全上のリスク評価と分析に基づいた、安全計画を備えなければならない。

安全管理方針として検討すべき事項

- 安全管理方針の適用範囲
- 安全管理責任者
- 人命の優先
- 人道原則
- 性的搾取からの保護
- 許容し得るリスク
- 個人と団体の責任
- 事件、状況報告の必要性
- 方針不履行への処分
- 安全リスク管理計画の策定
- 安全計画への国内・現地職員の参加
- コーディネーションと情報共有
- 現地法や慣習の尊重
- 賄賂、謝礼、贈答品
- ジェンダー、民族性、国籍
- 職員の能力強化
- 軍事組織との関係
- 誘拐や拉致
- 撤退する権利
- 撤退と帰還に関する指示
- 避難の責務

本部の安全管理計画として検討すべき事項

本部の安全管理手続きと、本部と現場との間の安全管理手続き

- 本部で安全管理を取り扱う人員の任命・責任の明確化・管理体制等
- 安全管理面からの人的・財的資源の管理体制等
- 本部と現場間および本部における指揮系統とコミュニケーション手続き
- 現場の安全計画を考慮した上での、本部と現場の間の移動に関する安全管理手続き

危機管理計画

- 危機管理チームと、各チームメンバーおよび他の関連職員の責任
- 現場の危機管理計画を参照した危機対応の手続き
- 緊急連絡先リストおよび業務時間内外における連絡方法
- 職員・スタッフの家族に連絡しコミュニケーションを維持するための手続き
- リスク管理のためのメディア対応手続き
- 精神的・心理的なサポートを含む事件後の管理

活動地の安全管理計画として検討すべき事項

標準業務手順書（SOP's）

- ・職員の移動（空路での移動、陸路での移動、出張時の宿泊場所等）
- ・通信連絡（通信手段と頻度、携帯電話網が使えない場合の連絡方法等）
- ・事務所・宿所の管理
- ・職員・スタッフの健康
- ・現金の取り扱いに対する注意
- ・危機管理計画
- ・外部関係者連絡先リスト

危機管理計画

- ・危機管理チームと、各チームメンバーおよび他の関連職員の責任と手続き
- ・安全リスク評価で特定された脅威への対応
- ・緊急医療搬送
- ・職員の死亡
- ・職員・スタッフの緊急脱出、再配置
- ・活動休止、BCP（活動継続計画）

基準3: 経営資源の確保

- ・署名団体は、団体として確認した安全上のリスクを軽減するため、必要十分な予算、人材、その他の経営資源を確保しなければならない。

基準4: 人事管理

署名団体は、職員が事前に任地の安全上の問題に対して備え、業務従事中は必要な支援を受けられ、さらに任務完了後に生じた問題にも対処できるよう、人事関連の諸規定と業務手順を整備しなければならない。

基準5: 責任の所在の明確化

署名団体は、本部・活動地レベルを問わず、安全管理に関する責任の所在を明確化し、全ての関係者が各自の責務を理解しているように、管理体制を構築しなければならない。

基準6: 他団体との協調

署名団体は、共通の課題である安全管理を各団体が協調して行うために、本部・活動地レベルで安全に関する協議会などに主体的に参加し、人道支援及び開発援助関係の団体と協調して活動しなければならない。

基準7: 現地パートナー団体の安全管理

署名団体は、現地パートナー団体を十分に考慮したうえで、各自の安全管理体制を構築し、相互尊重と責任の分担によって、以上6つの基準を実現するように努力しなければならない。

2018 年度 JICA 安全対策研修（渡航者向け・管理者向け）に関するご案内

2018 年 2 月 23 日

当機構では、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、ODA 事業に関連する企業・団体の皆様に、下記のとおり、安全対策研修を開催しております。また 2018 年 4 月より、従来の事業関係者向け研修に加えて、管理者向け研修も開始します。

1. 「安全対策研修（渡航者向け）」日程・内容

1) 日時、応募締切日

東京会場

第 19 回：2018 年 4 月 18 日（水）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：4 月 4 日（水）17：00

第 20 回：2018 年 5 月 25 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：5 月 11 日（金）17：00

第 21 回：2018 年 6 月 14 日（木）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：5 月 31 日（木）17：00

第 22 回：2018 年 7 月 27 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：7 月 13 日（金）17：00

第 23 回：2018 年 8 月 31 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：8 月 17 日（金）17：00

第 24 回：2018 年 9 月 13 日（木）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：8 月 30 日（木）17：00

第 25 回：2018 年 10 月 19 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：10 月 5 日（金）17：00

第 26 回：2018 年 11 月 30 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：11 月 16 日（金）17：00

第 27 回：2018 年 12 月 21 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、10：00～12：30

応募締切日：12 月 7 日（金）17：00

第 28 回：2019 年 1 月（予定）

詳細は後日お知らせいたします。

第 29 回：2019 年 2 月（予定）

詳細は後日お知らせいたします。

第 30 回：2019 年 3 月（予定）

詳細は後日お知らせいたします。

地方会場

第1回：大阪1 2018年3月23日（金）於 TKP ガーデンシティ大阪梅田 12F バンケット 12A、10:00～12:30

応募締切日：3月16日（金）17:00

第2回：名古屋 2018年4月24日（火）於 TKP ガーデンシティ PREMIUM 名駅西口 2F スピカ、10:00～12:30

応募締切日：4月10日（火）17:00

第3回：福岡 2018年5月22日（火）於 TKP 博多駅前シティセンター 8F ホール C、10:00～12:30

応募締切日：5月8日（火）17:00

第4回：広島 2018年8月21日（火）於 TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前 3F ホール 3A、10:00～12:30

応募締切日：8月7日（火）17:00

第5回：札幌 2018年10月23日（火）於 TKP ガーデンシティ 札幌駅前 カンファレンスルーム 5A・5B、10:00～12:30

応募締切日：10月9日（火）17:00

第6回：仙台 2018年12月11日（火）於 TKP 仙台カンファレンスセンター 3F ホール 3A、10:00～12:30

応募締切日：11月27日（火）17:00

第7回：大阪2 2019年2月19日（火）於 TKP ガーデンシティ 大阪梅田 2F バンケット 2A、10:00～12:30

応募締切日：2月5日（火）17:00

2) 定員

100名程度

3) 対象者

国際協力事業に従事する幅広い方々（専門家、コンサルタント、NGO や資金協力事業関係者、随伴家族等）が対象です。

4) 内容

一般犯罪対策及びテロ対策を中心とした座学講義を実施するものです。具体的な内容として、「一般犯罪対策」「交通安全」「テロ対策」「JICA 安全対策概要」をテーマに講義を行います。

2. 「安全対策研修（管理者向け）」日程・内容

1) 日時、応募締切日

東京会場

第1回：2018年4月18日（水）於 JICA 市ヶ谷ビル 大会議室、14:00～16:00

応募締切日：4月4日（水）17:00

第2回：2018年5月25日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル 202AB 会議室、14:00～16:00

応募締切日：5月11日（金）17:00

第3回：2018年7月27日（金）於 JICA市ヶ谷ビル201AB会議室、14:00～16:00

応募締切日：7月13日（金）17:00

第4回：2018年8月31日（金）於 JICA市ヶ谷ビル201AB会議室、14:00～16:00

応募締切日：8月17日（金）17:00

第5回：2018年10月19日（金）於 JICA市ヶ谷ビル201AB会議室、14:00～16:00

応募締切日：10月5日（金）17:00

第6回：2018年12月21日（金）於 JICA市ヶ谷ビル（会議室名は後日掲載します）、14:00～16:00

応募締切日：12月7日（金）17:00

第7回：2019年2月（予定）

詳細は後日お知らせいたします。

地方会場

第1回：大阪1 2018年3月23日（金）於 TKPガーデンシティ大阪梅田 12Fバンケット12A、14:00～16:00

応募締切日：3月9日（金）17:00

第2回：名古屋 2018年4月24日（火）於 TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口 2Fスピカ、14:00～16:00

応募締切日：4月10日（火）17:00

第3回：福岡 2018年5月22日（火）於 TKP博多駅前シティセンター 8FホールC、14:00～16:00

応募締切日：5月8日（火）17:00

第4回：広島 2018年8月21日（火）於 TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前 3Fホール3A、14:00～16:00

応募締切日：8月7日（火）17:00

第5回：札幌 2018年10月23日（火）於 TKPガーデンシティ札幌駅前 カンファレンスルーム5A・5B、14:00～16:00

応募締切日：10月9日（火）17:00

第6回：仙台 2018年12月11日（火）於 TKP仙台カンファレンスセンター 3Fホール3A、14:00～16:00

応募締切日：11月27日（火）17:00

第7回：大阪2 2019年2月19日（火）於 TKPガーデンシティ大阪梅田 2Fバンケット2A、14:00～16:00

応募締切日：2月5日（火）17:00

2) 定員

30名程度

3) 対象者

国際協力事業に従事する企業・団体・NGOの安全管理責任者やご担当者が対象です。

4) 内容

テロ・誘拐などの事件、暴動などの危機が発生した場合の対応、危機管理・対応に備えた準備などに関する座学講義を実施するものです。具体的な内容として、「安全管理・危機管理概論」「危機管理の実務」をテーマに講義を行います。

3. 申し込み方法

各研修・訓練の応募締切日時までに、添付の申込フォームに必要事項をご記入の上（優先順位を付す）、お申込みください。尚、申込みされました研修の変更、キャンセルにつきましては、下記をご記入いただき、以下のアドレスまでご連絡ください。

- 【安全対策研修／訓練申し込み_研修日】（研修名）
- （団体／社名）
- （人数）

お申込みにあたっては、メール件名に、次のとおりご記載ください。

（記入例：【安全対策研修／訓練申し込み_04/15】「安全対策研修」（渡航者向け、管理者向け、渡航者向け地方開催、管理者向け地方開催のいずれかをご記載ください）、A 社、1 名）

[別添申込フォーム \(PDF/78KB\)](#)、[\(Excel/34KB\)](#)

個人情報取り扱いについての注意事項

- (1) 申込フォームをお送りいただく際には必ずパスワードをかけてお送りください。
- (2) パスワードをかけないことにより発生するトラブルについては、責任を負いかねます。
- (3) パスワードは添付メールとは別メールにておおくりください。

※一回の研修あたり、一通のメールでお申し込みください（一通のメールで複数回の研修をまとめて申し込みないようお願いします）。

※同一企業／団体から、複数名の参加を希望される場合、社内で参加者をとりまとめの上、まとめてご応募ください。
安全対策研修（渡航者向け・管理者向け）事務局

hrttc-Security-Training@jica-training.jp

4. 留意事項

- (1) 会場の制約上、各企業・団体からの参加数は、原則として2名／回を上限とさせていただきますので、申込みにあたっては、安全対策担当者を優先的に、ご検討ください。
- (2) 受講の可否に関する回答は、研修開催の1週間前を目処にメールにて連絡差し上げます。
- (3) 参加費は無料です。

5. 研修／訓練実施場所のご案内

JICA 市ヶ谷ビル

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5

[JICA 市ヶ谷ビル（地図）](#)

6. お問い合わせ先

安全対策研修（渡航者向け・管理者向け）事務局

hrttc-Security-Training@jica-training.jp

電話：080-4068-6245

受付時間：平日午前 10 時～午後 6 時（土・日・祝日、年末年始 2018 年 12 月 28 日～2019 年 1 月 4 日を除く）

2018 年度 JICA テロ対策実技訓練に関するご案内

2018 年 2 月 23 日

当機構では、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、ODA 事業に関連する企業・団体の皆様に、下記のとおり、テロ対策実技訓練を開催しております。

1. 「テロ対策研修実技訓練」日程・内容

1) 日時、応募締切日

第 19 回：2018 年 4 月 18 日（水）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：4 月 4 日（水）17：00

参加可否の回答：4 月 6 日（金）を目途にメールにてお知らせします。

第 20 回：2018 年 5 月 25 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：5 月 11 日（金）17：00

参加可否の回答：5 月 15 日（火）を目途にメールにてお知らせします。

第 21 回：2018 年 6 月 14 日（木）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：5 月 31 日（木）17：00

参加可否の回答：6 月 5 日（火）を目途にメールにてお知らせします。

第 22 回：2018 年 7 月 27 日（木）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：7 月 13 日（木）17：00

参加可否の回答：7 月 18 日（水）を目途にメールにてお知らせします。

第 23 回：2018 年 8 月 31 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：8 月 17 日（金）17：00

参加可否の回答：8 月 21 日（火）を目途にメールにてお知らせします。

第 24 回：2018 年 9 月 13 日（木）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：8 月 30 日（木）17：00

参加可否の回答：9 月 4 日（火）を目途にメールにてお知らせします。

第 25 回：2018 年 10 月 19 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：10 月 5 日（金）17：00

参加可否の回答：10 月 10 日（水）を目途にメールにてお知らせします。

第 26 回：2018 年 11 月 30 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：11 月 16 日（金）17：00

参加可否の回答：11 月 20 日（水）を目途にメールにてお知らせします。

第 27 回：2018 年 12 月 21 日（金）於 JICA 市ヶ谷ビル国際会議場、14：00～16：30

応募締切日：12 月 7 日（金）17：00

参加可否の回答：12 月 11 日（火）を目途にメールにてお知らせします。

第 28 回：2019 年 1 月（予定） 詳細は後日お知らせいたします。

第29回：2019年2月（予定） 詳細は後日お知らせいたします。

第30回：2019年3月（予定） 詳細は後日お知らせいたします。

2) 定員

60名程度

3) 対象者

功労金対象国・地域での事業関係者

功労金対象国に渡航する JICA と契約関係にある事業関係者（注）を優先対象としますが、受講を希望する専門家、コンサルタント、NGO、資金協力関係者を含む企業、JICA 職員、随伴家族等、JICA 事業により渡航する幅広い関係者を対象とします。

（注）JICA との契約等により功労金対象国・地域に渡航する業務従事者で、JICA のテロ対策実技訓練の受講が義務付けられている場合

功労金対象国

4) 内容

「無抵抗」主義を原則に、海外で遭遇し得るリスク、テロの手口や銃器などの脅威について理解し、実技訓練により基本的なセルフディフェンスについて習得することを目的としています。

- テロの手段、銃器、爆発物の説明
- 伏せ・移動・脱出の訓練
- レストラン・事務所等でテロにあった際の対処法 他
- 質疑応答

5) 服装

ほふく前進や伏せ等の訓練を行います。参加にあたりましては、動きやすい服装でお越しください。

2. 申し込み方法

各研修・訓練の応募締切日時までに、下記連絡先までメールにてお申し込みください。

1) お申込み先

JICA 安全管理部計画課 安全対策研修申し込みメールアドレス

simul_training@globalsecurity.jp

2) 申請メール記載内容

- メール件名に、次のとおり記載願います。

【テロ対策実技訓練申し込み_研修日】（団体／社名）、（人数）

（記入例：【テロ対策実技訓練／申し込み_4/19】A 社、1 名）

[別添申込フォーム（PDF/64KB）](#)、[（Excel/29KB）](#)

お申込みにあたりましては、添付の申込フォームに必要事項をご記入の上（優先順位を付す）、お申込みください。

※一回の研修あたり、一通のメールでお申し込みください（一通のメールで複数回の研修をまとめて申し込みようお願いします）。

※同一企業／団体から、複数名の参加を希望される場合、社内で参加者をとりまとめの上、まとめてご応募ください。

3. 留意事項

- (1) 会場の制約上、各企業・団体からの参加数は、原則として2名／回を上限とさせていただきますので、申込みにあたっては、安全対策担当者を優先的に、ご検討ください。
- (2) 受講の可否に関する回答は、お申込み用紙（エクセル表）に記載の連絡先（メール）にJICAから直接ご連絡します。
- (3) 参加費は無料です。

4. 研修／訓練実施場所のご案内

JICA市ヶ谷ビル

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5

[JICA市ヶ谷ビル（地図）](#)

5. お問い合わせ先

JICA安全管理部計画課 研修担当 03-5226-8870